

11月8日(木) 13:00~15:00

紙を保存する—保存管理プログラムの策定

(財)元興寺文化財研究会 金山 正子

はじめに

(財)元興寺文化財研究所では、地方公共団体などの委託をうけて、文化財全般の保存処理や調査業務をおこなっている。その一部門である文書修復室では、ここ数年、文書の修復とは別に、所蔵史料の状態調査についての問い合わせや委託が増加してきている。「調査」という名目に予算がつくということは、その延長である調査結果の実行、すなわち、保存処置の必要性が合理的に理由付けされれば、それに予算がつけられるということが想定される。ゆえに、「調査をおこなう」ということの意味が、後の保存業務の実現にとって、大事になってくるわけである。

公文書など大量の史料の保存を前提にした場合、まず「収集」してから「保存」にとりかかったのでは、埒があかない。「収集」しながら「保存」を考える必要がある。つまり、組織内の人員でのルーティングワークに組み込んでいくことが必要である。それには、大規模な調査事例を参照として、そのノウハウを取り入れていくこと、それがスタンダードの構築につながる。当所では、これまでの史料保存機関との業務協力をとおして、史料の保存状態についての調査手法はほぼ確立されつつあり、その事例紹介ならびに保存機関における課題について、平成13年度大会分科会で報告の機会をいただいたので、その概要を紹介する。

1. 史料保存機関での劣化損傷状態調査事例の紹介

(1) 劣化損傷状態調査の手法

公文書簿冊などの場合、1冊にさまざまな紙質と記録素材が混在し、その用紙の劣化度合いも原因も1枚1枚がことなり、一概にその劣化

判定を下すことは困難である。そこで、まず、「何のための調査か」を明確にし、そのためのサンプリングを行う。たとえば、所蔵史料全体の劣化傾向をまず把握するための第1段階の調査(概要調査)であれば、無作為に「各棚段の右端から3冊目」など一定のルールで簿冊を取りだし、劣化判定をおこない、その結果を分析・比較して、作成課やシリーズごと、あるいは年代ごとの劣化の傾向を把握する。さらに、劣化の目立つシリーズの具体的な保存処置の予算化のための調査になれば、悉皆調査をおこない、実際に必要な保存処置のメニューとコストを具体化する。調査の視点としては、できるだけ劣化の判定を記号化しデータ化しやすくすること、あくまでも「調査」には「目的」にみあった結果を引き出すノウハウが必要である。

(2) 国立公文書館での調査事例

国立公文書館では、平成12・13年度にわたって所蔵公文書等保存状況等の全館調査に取り組んでおり、その具体的内容はすでに報告書が公開されているので参照されたい(注1)。特徴としては、全国的に初めての公文書類の全館的調査であったこと、調査の作業人員の確保に一般アルバイト多数起用したこと、そのために調査マニュアルを準備し、専門調査員との判定のすりあわせに時間を費やしたことなどがあげられる。国立公文書館では、その後も特定のシリーズを対象とした図面類・写真類などの調査業務が継続されており、現状および劣化状態を記録に残すためのマイクロスコープや分光測色計などの調査器機の導入をはかっている。いずれそれらの結果についても、報告が公開されていくことと思う。

(3) 市町村レベルの保存機関での事例

京都府向日市文化資料館で、平成12・13年

度にわたって緊急雇用促進対策事業（労働省より補助金が下付される）として実施している「西国街道向日前新町調査業務」では、古文書の目録作成・クリーニングと状態調査・保存箱作成、襖の下張り文書の解体、絵画資料のマウント作成、民具類のクリーニングと接着などの簡単な保存処置、という複合的な内容の事業を、地元住民アルバイトの起用で進めている。緊急雇用の場合、アルバイトの雇用期間が半年に限られ、せつかく手馴れてきたところで継続はできないという限界はあるが、地元住民の理解をえて、資料館のファンをつくるという意味ではかなり効果をあげている。また、今後の保存業務へのボランティア参加の糸口にもなりそうである。

国立公文書館も向日市文化資料館も、今後特別な予算がつかない限りは、今回のような大規模な調査業務は展開しえない。しかし、それゆえ、今後の館独自のルーティンワークにつながるような調査手法の確立が、調査の視点のひとつにあげられる。規模や人員は縮小されざるをえないが、収集しながら保存していくためのシステムの構築に向けて、取りあえずノウハウとしては第一歩前進しつつあるといえるだろう。

2. 近現代史料の劣化損傷の実態

報告ではOHPによる劣化状態の写真紹介で以下の症例を説明した。とくに、昭和30～40年代の資料については、湿式コピーなどの新しい記録素材への変革期で、その劣化が思いのほか顕著にみられ、しかも、延命処理の技術的な目途もたっていないという現実が憂慮されるが、紙面の制限もあるので、ここでは項目だけ紹介する。

(1) 過去の保存環境による劣化

虫損・ホコリ・粉塵・黴・水ヌレ痕

(2) 史料の取扱いによる劣化

破れ・焦げ・セロテープの変色剥離・綴じの加圧による破れ

(3) 酸性紙の劣化

空気に触れる部分の茶変色・製本表紙からはみ出した部分の茶変色・戦後期文書の硬化や亀裂・上質紙の隣接する酸性紙の影響による茶変

色

(4) 新しい記録素材の劣化

こんにやく版や青焼きの褪色・黒インクの焼け・サインペンの褪色・各種湿式コピーの褪色や銀鏡化

3. 調査結果の検討

状態調査の結果の切りこみぐちはいろいろあるが、年代に視点をおいてまとめた。

(1) 和紙（前近代）史料

記録媒体である和紙・記録素材である墨ともに安定性が高い。ただし、幕末になってくると絵図類に多様されてくるべろ藍や洋紅など、合成絵具類の中には滲みや変褪色しやすいものも多い。保存対策としては、温湿度の管理と防虫、クリーニングが中心となる。

(2) 明治・大正期の史料

前近代にくらべて、安価な科学染料系の記録素材が開発・普及し、その結果、保存性の不安定なものが増えてくる。またこんにやく版やガリ刷りなど、複部数の複写法や印刷法が開発されてくる。全体的には、大正期にはフォクシング茶変色が明治期よりも目立ってくる。

(3) 戦前・戦中後期の史料

圧倒的に紙の茶変色や亀裂が目立つ。戦時体制化での、原料の供給制限による紙質の低下による。この時期は、公文書起案用紙なども下級紙に切り替わっている。

(4) 酸性紙の史料

機械パルプの含有の多いものは、茶変色や亀裂などの酸性劣化が顕著である。なるべく早急に、脱酸（中和）処理や複製化が必要である。

(5) 昭和30年代の史料

コピーなどの複写方法の開発が、非常に短いスパンで技術開発されていく時期で、湿式コピーなど不安定な材質で薬品処理されたものは保存性が低い。紙自体の劣化はみられなくても、記録の定着方法に安定性がなく、褪色や銀鏡化して判読できなくなっているものも少なくない。なるべく低温低湿で保存することが延命につながる。

4. 保存管理プログラムへの組み込み

本来「全史料協」的には、この話が本題にならなくてはならない、と思ひ、会場での議論の焦点をこのあたりにもっていきかたつたのが報告の趣旨であつたが、話の展開が調査手法と結果の説明に時間を要したためか、なかなか史料保存機関内でのシステムについての具体的意見の交換までは発展しなかつたのが残念であつた。

(1) 調査結果の活用

調査結果のデータの分析方法は、まず、劣化状況を年代あるいはシリーズごとにグラフ化することである。これにより、劣化の傾向を把握し、他と比較することができる。状態調査がもっとスタンダードになれば、統計的（平均的）なデータとの比較も可能になる。

(2) 利用・管理データとのリンク

劣化損傷データをただ資料1点ごとの状態記録カルテとして取り残していくのではなく、所蔵資料の一元的な管理データとして活用していくためには、劣化状況・保存処置などの、今後の事業化・予算化が必要となるデータを記号化して管理データベースへ組み込んでおくことが有効となる。さらに必要に応じて資料1点ごとのカルテにリンクできるシステムをつくる。また、保存義務の計画や実施に伴うデータの更新というメンテナンスが必要となる。

(3) 組織体制の整備

計画を立案し、実行できる体制が必要である。すなわち、データの管理、実務の実施、さらにそれらの進行をチェックする責任の所存を明確にしておくことが必要である。

5. 保存業務の実務化にあつた課題

保存業務は非常に明確で、効果の予測できる業務であるにもかかわらず、現在の資料保存機関はその実務化があまり図られていない。その障害となっている点を考えてみた。

(1) 保存計画がシステムにのりにくい理由

組織内部での保存業務の実施は、予算の大半が人件費で占められる。また、手作業に負うところが多く、手間と時間がかかる。さらに保存処理を行うには設備とスペースも必要となり、

保存業務専門職の配置も必要不可欠となつてくる。

(2) 劣化の分析と保存技術の開発

客観的な劣化状態の判定と必要な保存処置等の検討が必要となるが、現段階では、近現代の素材の分析が進んでおらず、保存技術も開発途上のものが多い。

(3) 大量処理の検討

大量に移管され続ける近現代文書の保存には、将来にわたつて長期的に運用できる紙の脱酸処理・修復・強化などの大量処理の技術開発が待たれる段階である。

(4) 代替措置の検討

原本を保存できるもの、複製化を進めるもの、複製化ならびに原本の保存が必要なもの、これらの情報価値による選択も必要な時期となつてきているのではないだろうか。未だにこれらが具体的な議論の対象とならないのは何故か。収集システムの構築が完備しきれない場合、この取捨選択が非常に危ういものとなりえるからであろうか。

おわりに

前近代史料でさえ手付かずのものを大量に残している各地域の史料保存機関にとって、計り知れない膨大な量の近現代史料をどのように選別して残していくのかは大変過酷な課題でありながらも、それにむけては法制化や組織整備が進められつつある。しかし、収集保存のシステムが動き出したとしても、それが将来的に利用されていくためには、史料が安全に保存されていかなければならない。

我々は、外部協力機関としていろいろな史料保存利用機関の保存業務のお手伝いをしているが、ここ数年の調査事業をとおして、保存利用機関での収集・整理段階でこそ保存プログラムの構築が必要だと痛感している。それぞれの保存機関に従事している方々は、非常に熱心に機関の業務に精進しておられる。しかし、ともすれば、まわりをみる視野が狭くなりがちである。その意味では、全体をみわたし調整をはかる機能が全史料協には必要であろうし、はやく保存

業務のスタンダードといえるものが構築できるように働きかけてほしい。また、われわれも、所蔵機関と協力して、ひとつひとつの業務を積み重ねていきつつ、これからも情報を共有していきたいと思う。

(注1) 「国立公文書館所蔵公文書等保存状況調査報告書」

(『アーカイブズ第4号』国立公文書館発行 平成12年9月)

「国立公文書館所蔵公文書等保存状況調査—第二次調査報告書—」

(『アーカイブズ第6号』独立行政法人国立公文書館発行 平成13年7月)